

若年層向け公共交通利用促進プロモーション業務企画提案要領

1 業務の名称

若年層向け公共交通利用促進プロモーション業務

2 趣旨・目的

別添仕様書のとおり

3 業務の内容

別添仕様書のとおり

4 見積上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

・応募に要する経費は含まない

5 契約期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

6 委託先選定数

1 者

※ただし、業務を効果的に実施するため、県の了解の下、業務の一部の再委託等により、他の事業者等と連携することは差し支えない。

7 応募資格

プロポーザルに参加できる者は、個人若しくは法人とし、次の条件のすべてを満たしていること。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （２）群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。
- （３）会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- （５）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- （６）所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。

8 スケジュール

- (1) 企画提案募集開始
令和7年9月26日(金)
- (2) 説明会
令和7年10月2日(木)
- (3) 質問受付期限
令和7年10月6日(月)
- (4) 参加申込期限
令和7年10月17日(金)
- (5) 応募期限
令和7年10月24日(金) 正午
- (6) 一次審査
令和7年10月27日(月)～10月30日(木)
- (7) 二次審査
令和7年11月5日(水)(予定)
- (8) 結果発表(優先交渉者の発表)
令和7年11月上旬

9 説明会

本公募への参加を希望する事業者に対し、以下のとおり仕様説明会を実施します。

- (1) 日時
令和7年10月2日(木) 13時30分～14時30分(予定)
- (2) 会場
オンライン(web会議形式を予定)
- (3) 参加方法
説明会参加申込書(様式1)を電子メールにて提出
- (4) 提出期限
令和7年10月1日(水) 午後5時
- (5) 提出先
下記15のとおり
※メール件名を「事業者名／「若年層向け公共交通利用促進プロモーション業務仕様説明会」としてください。
※申込した旨を電話で連絡すること。
- (6) 参加者
1社のweb会議アカウントは2つまで
- (7) その他
説明会では、仕様の説明及び質疑応答を実施します。
※説明会に参加していない場合でも、その後の「参加申込」「応募」をすることは可能。

1 0 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年10月6日（月）正午まで

(2) 質問様式

質問書（様式2）による

(3) 質問方法

電子メール

(4) 提出先

下記15のとおり

※メール件名を「【質問事項】若年層向け公共交通利用促進プロモーション業務」として
ください。

※提出した旨を電話で連絡すること。

1 1 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は「参加申込書（様式3）」を電子メールにて提出してください。

(1) 提出期限

令和7年10月17日（金）午後5時

(2) 提出先

下記15のとおり

※メール件名を「【参加申込】若年層向け公共交通利用促進プロモーション業務」として
ください。

※提出した旨を電話で連絡すること。

1 2 応募の手続き等

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式4）

イ 企画提案書本体（任意様式）

（記載項目例）

- ・ 提案の概要（要約）
- ・ プロモーション事業の内容
- ・ 各プロモーション事業の詳細（目的、効果、目標、など）
- ・ 想定スケジュール
- ・ 会社概要（会社のビジョン、主なクライアント、事業実績）

ウ 業務実施体制（様式5）

エ 費用見積書（任意様式）

宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。

※見積額が上記４の見積上限額を超えた場合は、失格とします。

オ 法人概要

カ 法人登記簿謄本（＊）【3か月以内に発行されたもの】

キ 決算書（＊）【直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分)】

ク 誓約書（群馬県暴力団排除条例第7条関係）（様式６）

ケ その他、参考となる資料（適宜）

※＊印の付いた書類については、「令和６・７年度物件等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要。

（２）提出方法

電子メール

※メール件名を「【企画提案書】若年層向け公共交通利用促進プロモーション業務」としてください。

※提出した旨を電話で連絡すること。

※提出ファイルのデータ容量が7MB 以上の場合は受信できない場合があるため別途、相談すること。

（３）提出期限

令和７年１０月２４日（金）正午

（４）提出先

下記１５のとおり

（５）応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

（６）その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。
- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできません。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに発注者に連絡し、その旨を書面にて提出すること。
- ・提出書類に不備があった場合は失格とし、審査の対象となりません。
- ・この企画提案の参加に係る手続き、提出書類等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- ・審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

1 3 審査

提出された書類に基づき一次審査を行い、その後、一次審査通過者を対象に、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリング等による二次審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を、委託業者の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。

(1) 一次審査

- ・ 審査期間

令和7年10月27日（月）～10月30日（木）

- ・ 審査方法

応募書類をもとに書類審査

- ・ 審査項目

ア. 事業趣旨・目的の理解に関すること【20点】

（本事業及びGunMaaSのサービスそのものに対する理解、考察が十分にできているか。）

イ. プロモーション事業の内容に関すること【50点】

（事業内容が若年層の公共交通利用促進に資するものであるか。）

ウ. プロモーション事業の実績に関すること【10点】

（類似事業の受託事例において、どのような事業成果をあげられているか。）

エ. 業務実施体制に関すること【10点】

オ. 事業金額、費用算定に関すること【10点】

- ・ 結果連絡

応募者全員に結果を連絡します。（10月31日（金）頃）

(2) 二次審査

- ・ 審査期間

令和7年11月5日（水）（予定）

- ・ 審査方法

プレゼンテーション、ヒアリング審査

（時間等の詳細は一次審査通過者に連絡します。）

- ・ 審査項目

上記一次審査の審査項目に同じ。

- ・ 結果連絡

二次審査参加者全員に結果を連絡します。

1 4 契約

- ・ 上記13において選定された者を事業の優先交渉者とします。
- ・ 契約締結の交渉にあたっては、企画提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合もある。

- ・ 契約締結の際は、上記交渉による調整後の業務仕様書を改めて群馬県から示したうえで見積書を提出していただきます。
- ・ 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・ 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

1 5 応募先及び問い合わせ先

(1) 名称

群馬県 知事戦略部 交通イノベーション推進課 MaaS推進係

(2) 所在地

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 (23階)

(3) 連絡先

電話 027-226-2381 E-mail koutsuibe@pref.gunma.lg.jp